

# 裁判提訴したい！！

私はもうすぐ63歳です。60歳で定年退職し、年金の受給権と退職金をすでに貰いました（60歳の次の年度からすぐ年金貰えた最後の年）。さらにその上に38年間勤めた会社（兵庫県）で「再任用」してもらっています。世間一般から言うと恵まれた身分であり、この上雇用者（兵庫県）に文句を言うなんて、非常識だということになるのでしょうか。確かに役所及び今まで私を支えてくれた同僚に対して感謝の気持ちはあります。しかし、40年以上兵庫県で働き、上司や組織の常識に従っていくのではなく、組織のオカシイところを追求したり声を上げたりする方が正しい（おそらく）と、私は気付きました。

しかし兵庫県のなかでそれ（具体的には県庁の人事課）と闘うのは、難しい。本当に具体的な不利益が予想されるのかというそれは分かりません。むしろ、皆の常識から離れ、「いわば非国民に」なっていくことへの恐れがあるのです。しかし現在私は「再任用・3年目」です。おとなしくしていても月15万円の仕事があと2年間得られるだけなのです。失うものが少なければ臆病者でも、「たたかえる」かも。このように考え私は「たたかう」ことを決めました。

定年退職後、2013年4月から同じ兵庫県で週3日勤務の「再任用」雇用に入る予定でした。ただちょうど、2013年度から「被災地支援任期付職員」というものを兵庫県が初めていて、兵庫県が雇用者になり東北大震災被災地（宮城県）のそれぞれの市役所に1年間の任期付職員として勤務する制度（ただし継続雇用あり5年まで）が作られたので、それに応募・採用され1年間宮城県塩竈市の市役所で勤務しました。1年後には「再任用」として戻って来ることに内諾を得た形で1年間だけ行っていたのです。2013年の暮れ、来年度の希望調書提出の時に、私にとって衝撃的な事実を知らされました。

それまで「再任用」は週3日勤務でした。これは私が知る限りずっと（20年ほど前から）です。ところがそのような一日7時間45分×3日という勤務形態は2013年度からなくなった、来年度からは一日6時間×4日という勤務形態しか認めなくなったと言われました。苦情を言おうとしましたが譲歩の余地なし

と言われたので、仕方がないので、一日6時間×4日を承認し2014年度は雇用して貰いました。2014年の暮れも同じことの繰り返しでした。

6時間×4=8時間×3 小学校の算数では見事に答えは合っています。しかし、そのような等式で人の人生を決定する権利が兵庫県にはあるのか！

多くの人は60歳まで週5日間勤務を当然のこととして何十年も過ごします。辛くても辛くなくともとにかくそれが当たり前だったのです。だから、62歳から週4日と言われても受け入れられないわけではありません。しかしそのような発想、週5日フルタイムで働くのが当たり前であり、そうでなくても出来る限りそれに近づける方が良いという発想を続けても、良いことはないのです。なぜなら、「再任用」が認められるのは最大で65歳までであり、終わりがある。無自覚にそれまで過ごしてしまうと、それが終わった時点で人は人生の抜け殻の時間に向き合えないといけなくなる。そうならないように完全退職までの5年間の準備期間において人は、仕事以外の人生を開発していかなければいけない。これまで週3日勤務、4日休みであったので、趣味であれ勉強であれボランティアであれ地域活動であれそれぞれ自分を発揮していく分野を発見できていた、と思います。しかし今回の週4日制の強制というのは、当局と職場に都合が良い働き方を強いる当局の思想を疑わないことです。人事課の若い職員の態度には、自分がこちらに押し付けている価値観に対し私が反発してくる可能性とか、そういう発想がありうる事自体を一切考えたことがないといった「素直な傲慢さ」といったものがありました。それが私にはどうしようもないことだけれど、ガマンできないと声をあげたいと思ったのです。

裁判提訴する事自体はそれほど難しいことではありません。（裁判を継続的に展開してくのは難しい）損害賠償の民事訴訟の形を取れば裁判として成立させることはできるはずです。（弁護士なしで訴訟します）少し奇妙な訴訟ですが、関心を持っていただければ幸いです。八木孝三

メアド noharra@666999.info



## 週休4日制要求！！